平成２８年（フ）第１５８号
札幌市白石区川下３条５丁目２番７―302号
債務者　鈴木　鐵男
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６３号
札幌市中央区大通西20丁目３番30―207号
債務者　小林　真実
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９号
札幌市西区二十四軒３条５丁目５番８―405号
債務者　森　ゆりか（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４号
札幌市北区篠路４条７丁目４番15号　ハイツ寿201号
債務者　鎌田亜希代
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
群馬県前橋市南橘町21番地　Ｒ３―502号
債務者　宮崎みゆき
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
群馬県前橋市粕川町女渕1016番地２
債務者　岡田美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号
群馬県前橋市箱田町1216番地
債務者　久我美喜夫
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
群馬県前橋市文京町３丁目19番９―101号
ビアンカ太田
債務者　後藤　一久
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
群馬県前橋市敷島町251番地６
債務者　緒方　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
埼玉県秩父市大野原655番地　萩原第一ハイツ103、旧住所埼玉県秩父市中村町２丁目４番17号
債務者　町田美津江
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
京都市北区上賀茂東後藤町21番地の７
債務者　石川　和貴
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
京都市下京区土手町通上ノ口下る大工町483番地８　メゾンエスカリエ４Ｂ
債務者　福澤　陽司
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６号
京都市山科区音羽西林33番地２　ファインフラッツ山科音羽川304号
債務者　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
京都市南区吉祥院西ノ庄門口町２－３　ケイズガーデン西大路201、住民票上の住所京都市南区吉祥院南落合町40番地　十条団地３棟301号
債務者　中川　順子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
京都市南区上鳥羽南村山町39　田中方、住民票上の住所京都市南区上鳥羽南村山町37番地
債務者　中野　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
京都市東山区白川筋三条下る２丁目梅宮町484番地３　ウイング東山20Ａ
債務者　小林　理枝
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
京都市右京区山ノ内苗町40番地の１　コスモワンダータウン209号
債務者　村田　信義
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係